

## 埼玉県庁舎広告掲出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県（以下、「県」という）が契約をした広告掲出事業者が県庁舎に掲出する広告に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 県庁舎

本庁舎、第二庁舎、第三庁舎、別館、危機管理防災センター、衛生会館、職員会館

(2) 事業者

県と広告主の募集、広告の掲示及び維持管理など広告掲出に係る一連の業務に関する契約を締結した者

(3) 広告主

事業者へ広告の掲出を依頼する者

(広告の規格、設置場所、数量等)

第3条 広告の規格、設置場所、数量等については、庁舎の維持管理及び災害時の庁舎利用者の避難誘導の支障とならない範囲で設置するものとする。

(経費の負担)

第4条 広告の制作、掲示、維持管理、撤去等に要する費用及び原状回復に要する費用は、事業者が負担する。

(広告主の要件及び広告内容の基準)

第5条 広告主の要件及び広告内容の基準(以下「広告掲出基準」という。)については、別に定めるものとする。

(広告主の募集)

第6条 広告主の募集は、事業者が行うものとする。

2 広告掲出を希望する者は、事業者へ掲出を申し込むものとする。

3 事業者は、掲出する広告の内容について、事前に県の審査を受けるものとする。

(掲出の決定)

第7条 県は、前条第3項による審査の依頼を受けた場合は、第5条の規定に基づき別に定める広告掲出基準により審査し、掲出の可否を決定する。

2 県は、提出された広告案の内容が広告掲出基準に反すると判断した場合は、事業者に対して修正を求めることができ、事業者は、これに誠実に対応しなければならない。

3 前項の修正に係る費用については、事業者の負担とする。

(掲出の削除)

第8条 県は広告主が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、掲出期間中であっても事業者に対し、広告の削除を指示することができる。

- (1) 広告主又は広告の内容が第5条の規定に基づき別に定める広告掲出基準に違反したとき
- (2) その他社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると県が判断したとき

2 前項の削除に関する費用は事業者の負担とする。

(広告の撤去)

第9条 県は、事業者が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、事業者に対し、広告の撤去を指示することができる。

- (1) 事業者が第5条の規定に基づき別途定める広告掲出基準に違反したとき
- (2) 事業者の業務の履行に関し、著しく不正又は不誠実な行為があったとき
- (3) 事業者又はその代理人若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき
- (4) 事業者が破産手続開始の申立て又は更生手続開始の申立てを行うなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があったとき

(事業者の責務)

第10条 事業者は、広告内容に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、県及び第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 事業者は、広告の設置に関し県及び第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月25日から施行する。